

様式第十一号(第十条の十関係)

産業廃棄物処理業 廃止
変更 届出書

年 月 日

届出日を書くため記入しないでください↑

久留米市長

殿

■記入例■
斜体文字は、記入例
太字は、注意事項

届出者 〒830-8520
住所 福岡県久留米市城南町15番地3
氏名 株式会社久留米
代表取締役 久留米 太郎
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0942-30-9148

R1年 5月 1日付け第1122099999号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について廃止したもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。)	代表取締役 久留米 太郎 取締役 久留米 三郎(新任) 監査役 久留米 花子	代表取締役 久留米 太郎 取締役 久留米 次郎(退任) 監査役 久留米 花子

変更箇所だけでなく、新旧一覧表として記入すること。
別紙に一覧表を作成しても可

変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項)

(変更内容が法人に係るものである場合)※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

(ふりがな) 名称	住所

(変更の内容が個人に係るものである場合)※法定代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
くるめ さぶろう 久留米 三郎	昭和45年1月1日	福岡県久留米市城南町15番地3
	取締役	福岡県久留米市荘島町375番地

廃止又は変更の理由 役員が変更したため

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から10日(法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、30日)以内に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。